

# 労働基準広報 2018 No.1952

## 3/11

### CONTENTS

**特集** 解雇事由別・会社がとるべき措置 ————— 6

## 他の事業場へ転職した場合などは 即時に解雇することが可能

「解雇」を行う場合には、法令等により一定のルールに基づいた手続きをとらなければならない。使用者による解雇権の行使が権利の濫用に当たる場合は、解雇は無効となる。解雇が禁止される期間や、解雇が禁止される事由も定められており、いつでも自由に、好きなように解雇をしてよいというわけにはいかない。また、解雇を行う場合の手続きは、労働基準法第20条により、30日前に本人に予告するか、予告をしない場合には、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払うことが義務付けられている。今回は、「解雇」の種類、規制、制限期間、適用除外についてみていく。

(編集部)

●取材シリーズ/人事大事の時代<事例編>②⑨ — 18

**多様なコミュニケーション機会を通じて個人ごとにキャリア支援  
限定正社員制度を導入し無期転換者のキャリアパスを拡充**

～株式会社 千葉興業銀行～

●解釈例規物語⑩ ————— 28

I 第37条関係

**36協定によらない違法な  
時間外労働に対する割増賃金**

II 第24条関係

**口座振込みによる賃金の支払いは通貨  
払いに該当するか通貨払いの例外か**

(中川恒彦)

●労働局ジャーナル ————— 39

**愛知労働局が「働き方改革推進大会  
あいち」を開催**

[愛知労働局]

#### 労務相談室

回答者

|                                      |    |          |
|--------------------------------------|----|----------|
| 就業規則等 [スタッドレス未装着車で通勤を禁止したい] 必要な手続きは  | 48 | 弁護士・岡村光男 |
| 損害賠償 [雪に未対策の社有車がスリップして事故] 会社が問われる責任は | 50 | 弁護士・山口毅  |
| 保険手続 [配偶者が外国籍の場合] 扶養手続は              | 52 | 社労士・青木明美 |

●NEWS ————— 1

(厚労省・中小企業の長時間労働抑制で指導強化) 4月から全労基署で特別チーム編成し対応/ (厚労省・受動喫煙防止対策を強化) 事務所、飲食店等は屋内原則禁煙の法案提出予定/ (第10回過労死等防止対策協を開催) 当事者代表委員らが法改正に関する意見書を提示/ほか

●労務資料/平成29年 就労条件総合調査結果① ————— 42

～労働時間制度～

**完全週休2日制の労働者が58.4%**

(厚生労働省調べ)

●連載 労働スクランブル③⑭ (労働評論家・飯田康夫) — 40 ●本誌読者アンケート — 47 ●わたしの監督雑感 福島・郡山労働基準監督署長 水野秀二 — 54 ●労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内